

本年度は、谷村第5調査区として、
上谷5丁目、
上谷6丁目、
田原1丁目、
上谷字元坂の一部
を調査します

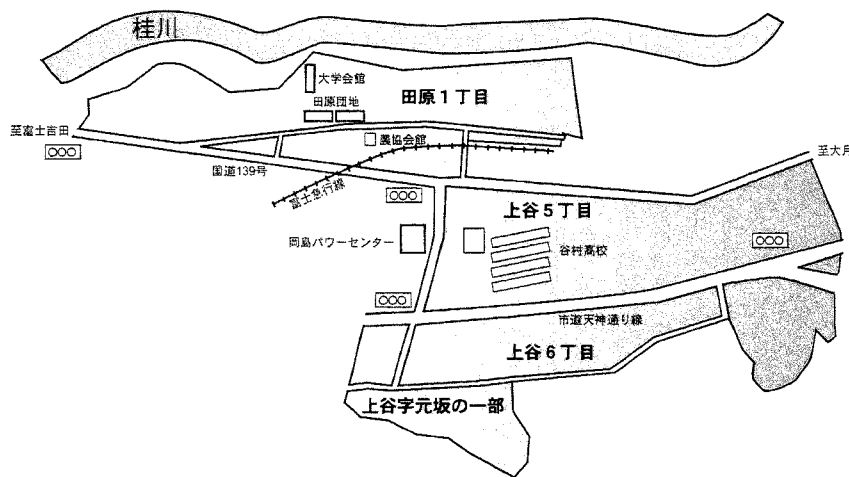
地籍調査に ご協力ください

説明会日程

対 象	日 程	場 所
上町自治会	8月4日(火)午後7時～9時	建設業協会
上天神町自治会	8月5日(水)午後7時～9時	建設業協会
田原自治会	8月6日(木)午後7時～9時	農協会館
市外居住者および上記説明会に 出席できなかった方	8月7日(金)午後1時～3時	市役所3階

地籍調査は、国土調査法に基づく調査で土地の国勢調査と言われている大切な調査です。現在使われている登記簿や公図は、明治の初めに作られたものです。これを最新の測量方法により、公図と登記簿を訂正し土地の正確な位置、地形、地番、地目、面積を明らかにするものです。

平成10年度地籍調査事業実施区域図



調査の方法は

一筆地調査といい、登記簿と公図を参考に一筆ごとに地番、地目、境界を現地を確認します。

境界への杭打ちは

- ・土地所有者ごとに隣接する土地所有者と立ち会いの上、杭を打っていただきます。
- ・国道、県道、河川は、それぞれ所管する管理担当者が杭を打ちます。
- ・市道、赤線、青線は、地区推進委員と地籍調査室で杭を打ちます。

測量・調査結果は

- ・一度打った杭は、皆さんの土地を測量する基になりますので動かしたり抜いたりしないでください。
- ・一斉に杭を打っていただくため「一斉杭打ち日」を設けます。日程については後日各自に通知します。
- ・打たれた杭の確認が終わると、委託業者により測量を行います。

一筆調査で 境界が決まらなかった場合

筆界未定として処理し、境界線がはいりません。また、確認申請、農地転用などの手続きができない場合があります。調査以後に境界が決まった場合には、個人の負担で筆界未定の解消の処理をしなければなりません。

調査前の心得として

- ・説明会に出席して、内容を把握してください。
- ・自分の土地について現況を把握しておいてください。
- ・隣接地との境界を事前によく話し合っておいてください。
- ※詳しいことは、産業観光課地籍調査室へ問い合わせください。